

平成28年度

教育委員会定例会  
(8月)



まっすぐかのや

平成28年8月8日(月)

鹿屋市教育委員会

# 会議日程

日 時 平成28年8月8日（月） 午後3時

場 所 教育長室

1 開会

2 前回議事録の承認

3 教育長及び委員の報告

4 議事

(1) 議案題13号 鹿屋市小規模校入学特別認可制度実施要綱の一部改正について  
(P 2)

(2) 議案第14号 平成28年度鹿屋市一般会計補正予算（第4号）に係る意見の申出  
について  
(P 8)

5 報告

(1) 女子高活性化検討委員会の協議状況について  
(P 12)

(2) 南部学校給食センター調理配送等業務委託及び鹿屋東中学校給食調理業務委託  
の締結について  
(P 13)

6 動議の討論等

7 その他

8 閉会

議案第13号

鹿屋市小規模校入学特別認可制度実施要綱の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

平成28年8月8日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市小規模校入学特別認可制度の指定校への入学又は転入学の申込期間を延長するとともに条文の整理を行いたいので、本案を提出するものである。

## 鹿屋市小規模校入学特別認可制度実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市小規模校入学特別認可制度実施要綱（平成18年鹿屋市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条本文中「指定校」の次に「(以下「指定校」という。)」を加える。

第3条の見出し中「入学又は転入学」を「入学等」に改め、同条各号列記以外の部分中「入学又は」を「指定校に入学又は」に、「を希望する」を「(以下「入学等」という。)ができる」に、「保護者」を「その保護者」に、「次の」を「次に掲げる」に、「もの」を「者」に改め、同条第1号ア中「児童生徒」を「者」に改め、同号イ中「を通年通学すること。」を「にわたって入学先の学校に通年通学できる者」に改め、同号ウ中「自力通学」を「自力で通学」に、「児童生徒」を「者」に改め、同号エを削り、同号オ中「前条に規定する」を削り、「児童生徒」を「者」に改め、同号中オをエとし、カを削り、同条第2号ア中「児童生徒が、住所を有する通学区域以外の遠距離の学校に通学することから、」を削り、「こと。」を「者」に改め、同号イ中「、住所」を「住所」に、「こと。」を「者」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、特別の事由があると認める者

第3条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、児童生徒が入学等をするることにより、本来就学すべき学校の学級が減少する場合は、入学等はできないものとする。

第4条第1項中「入学又は転入学」を「入学等」に、「者（）」を「児童生徒の保護者（）」に、「うえ入学・転入学申込書」を「上、入学・転入学申込書」に改め、同条第2項中「入学又は転入学」を「入学等を」に、「12月末日」を「2月15日（その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い月曜日）」に改める。

第5条中「前条の規定による」を「前条第1項の」に、「入学又は転入学」を「入学等」に、「1月中旬」を「2月末日」に改める。

第6条中「入学又は転入学」を「入学等」に、「に該当する場合」を「のいずれかに該当する場合は」に、同条第1号中「申込みの事実と異なっていた」を「申込書

記載の事実が虚偽であった」に改める。

第7条を次のように改める。

(中学校への入学)

第7条 指定校の小学校に通学している児童が、当該小学校を卒業し中学校に入学するときは、本来就学すべき中学校に入学するものとする。ただし、指定校の中学校に入学を希望する児童生徒の保護者は、改めて、第4条の規定による申込みをするものとする。

第8条中「について」を削り、「で行う」を「において処理する」に改める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

鹿屋市小規模校入学特別認可制度実施要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

改正後	改正前																																
<p>○鹿屋市小規模校入学特別認可制度実施要綱 平成18年1月1日教育委員会告示第1号 (趣旨)</p>	<p>○鹿屋市小規模校入学特別認可制度実施要綱 平成18年1月1日教育委員会告示第1号 (趣旨)</p>																																
<p>第1条 この要綱は、鹿屋市立学校の通学区域の指定及び学校の指定変更に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第10号）第5条第5号の規定に基づき、鹿屋市内に住所を有する者で、豊富な自然環境に恵まれた小規模校の特性を生かした学習を希望する児童生徒及び保護者に対して、特別に入学（児童生徒が小・中学校の第1学年に入学することをいう。）又は転入学（他の小・中学校から転校してくることをいう。）を認めるとともに、小規模校及び地域の活性化を図るための鹿屋市小規模校入学特別認可制度（以下「特認校制度」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定校及び所在地)</p> <p>第2条 特認校制度の<u>指定校（以下「指定校」という。）</u>及び所在地は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">指定校</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鹿屋市立花岡小学校</td> <td>鹿屋市古里99番地</td> </tr> <tr> <td>鹿屋市立高須小学校</td> <td>鹿屋市高須町1096番地</td> </tr> <tr> <td>鹿屋市立南小学校</td> <td>鹿屋市南町192番地</td> </tr> <tr> <td>鹿屋市立高隈小学校</td> <td>鹿屋市上高隈町69番地</td> </tr> <tr> <td>鹿屋市立大黒小学校</td> <td>鹿屋市下高隈町4622番地</td> </tr> <tr> <td>鹿屋市立花岡中学校</td> <td>鹿屋市古里99番地</td> </tr> <tr> <td>鹿屋市立高隈中学校</td> <td>鹿屋市下高隈町568番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(入学等の条件)</p>	指定校	所在地	鹿屋市立花岡小学校	鹿屋市古里99番地	鹿屋市立高須小学校	鹿屋市高須町1096番地	鹿屋市立南小学校	鹿屋市南町192番地	鹿屋市立高隈小学校	鹿屋市上高隈町69番地	鹿屋市立大黒小学校	鹿屋市下高隈町4622番地	鹿屋市立花岡中学校	鹿屋市古里99番地	鹿屋市立高隈中学校	鹿屋市下高隈町568番地	<p>第1条 この要綱は、鹿屋市立学校の通学区域の指定及び学校の指定変更に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第10号）第5条第5号の規定に基づき、鹿屋市内に住所を有する者で、豊富な自然環境に恵まれた小規模校の特性を生かした学習を希望する児童生徒及び保護者に対して、特別に入学（児童生徒が小・中学校の第1学年に入学することをいう。）又は転入学（他の小・中学校から転校してくることをいう。）を認めるとともに、小規模校及び地域の活性化を図るための鹿屋市小規模校入学特別認可制度（以下「特認校制度」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定校及び所在地)</p> <p>第2条 特認校制度の<u>指定校</u>及び所在地は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">指定校</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鹿屋市立花岡小学校</td> <td>鹿屋市古里99番地</td> </tr> <tr> <td>鹿屋市立高須小学校</td> <td>鹿屋市高須町1096番地</td> </tr> <tr> <td>鹿屋市立南小学校</td> <td>鹿屋市南町192番地</td> </tr> <tr> <td>鹿屋市立高隈小学校</td> <td>鹿屋市上高隈町69番地</td> </tr> <tr> <td>鹿屋市立大黒小学校</td> <td>鹿屋市下高隈町4622番地</td> </tr> <tr> <td>鹿屋市立花岡中学校</td> <td>鹿屋市古里99番地</td> </tr> <tr> <td>鹿屋市立高隈中学校</td> <td>鹿屋市下高隈町568番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(入学又は転入学の条件)</p>	指定校	所在地	鹿屋市立花岡小学校	鹿屋市古里99番地	鹿屋市立高須小学校	鹿屋市高須町1096番地	鹿屋市立南小学校	鹿屋市南町192番地	鹿屋市立高隈小学校	鹿屋市上高隈町69番地	鹿屋市立大黒小学校	鹿屋市下高隈町4622番地	鹿屋市立花岡中学校	鹿屋市古里99番地	鹿屋市立高隈中学校	鹿屋市下高隈町568番地
指定校	所在地																																
鹿屋市立花岡小学校	鹿屋市古里99番地																																
鹿屋市立高須小学校	鹿屋市高須町1096番地																																
鹿屋市立南小学校	鹿屋市南町192番地																																
鹿屋市立高隈小学校	鹿屋市上高隈町69番地																																
鹿屋市立大黒小学校	鹿屋市下高隈町4622番地																																
鹿屋市立花岡中学校	鹿屋市古里99番地																																
鹿屋市立高隈中学校	鹿屋市下高隈町568番地																																
指定校	所在地																																
鹿屋市立花岡小学校	鹿屋市古里99番地																																
鹿屋市立高須小学校	鹿屋市高須町1096番地																																
鹿屋市立南小学校	鹿屋市南町192番地																																
鹿屋市立高隈小学校	鹿屋市上高隈町69番地																																
鹿屋市立大黒小学校	鹿屋市下高隈町4622番地																																
鹿屋市立花岡中学校	鹿屋市古里99番地																																
鹿屋市立高隈中学校	鹿屋市下高隈町568番地																																
<p>第3条 <u>指定校に入学又は転入学（以下「入学等」という。）</u>ができる児童生徒及び<u>その保護者</u>は、<u>次に掲げる</u>条件を満たす者とする。</p>	<p>第3条 <u>入学又は転入学を希望する</u>児童生徒及び<u>保護者</u>は、<u>次の</u>条件を満たす<u>もの</u>とする。</p>																																

改正後	改正前
<p>(1) 児童生徒</p> <p>ア 鹿屋市内に居住する<u>者</u></p> <p>イ 原則として1年間以上<u>にわたって入学先の学校に通年通学できる者</u></p> <p>ウ <u>自力で通学</u>できる<u>者</u>（保護者の送迎を含む。）</p> <p><u>エ</u> 指定校以外の学校に通学する<u>者</u></p> <p>(2) 保護者</p> <p>ア <u>登下校</u>の安全の確保、学校の教育活動への協力及びP T A活動への協力ができる<u>者</u></p> <p>イ 児童生徒が<u>住所</u>を有する町内会の子ども会等への参加及び協力ができる<u>者</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、特別の事由があると認める者</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず児童生徒が入学等を行うことにより、本来就学すべき学校の学級が減少する場合は、入学等はできないものとする。</u></p> <p>(申込み)</p> <p>第4条 指定校に<u>入学等</u>を希望する<u>児童生徒の保護者</u>（以下「申込者」という。）は、児童生徒を同伴の<u>上、入学・転入学申込書</u>（別記第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 申込みの期間は、<u>入学等</u>しようとする前の年度の<u>2月15日（その</u></p>	<p>(1) 児童生徒</p> <p>ア 鹿屋市内に居住する<u>児童生徒</u></p> <p>イ 原則として1年間以上<u>を</u>通年通学すること。</p> <p>ウ <u>自力通学</u>できる<u>児童生徒</u>（保護者の送迎を含む。）</p> <p><u>エ 入学又は転入学することにより、現在在学している学校の学級減を生じないこと。</u></p> <p><u>オ 前条に規定する</u>指定校以外の学校に通学する<u>児童生徒</u></p> <p><u>カ</u> その他鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、特別の事由があると認める<u>場合</u></p> <p>(2) 保護者</p> <p>ア <u>児童生徒が、住所を有する通学区域以外の遠距離の学校に通学することから、登下校</u>の安全の確保、学校の教育活動への協力及びP T A活動への協力ができる<u>こと。</u></p> <p>イ 児童生徒が、<u>住所</u>を有する町内会の子ども会等への参加及び協力ができる<u>こと。</u></p> <p>(申込み)</p> <p>第4条 指定校に<u>入学又は転入学</u>を希望する<u>者</u>（以下「申込者」という。）は、児童生徒を同伴の<u>うえ入学・転入学申込書</u>（別記第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 申込みの期間は、<u>入学又は転入学</u>しようとする前の年度の<u>12月末日</u></p>

改正後	改正前
<p><u>日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い月曜日)までとする。</u></p>	<p>までとする。</p>
<p>(許可)</p>	<p>(許可)</p>
<p>第5条 教育委員会は、<u>前条第1項の</u>申込書を受理したときは、速やかに内容等を審査し、<u>入学等</u>をしようとする前の年度の<u>2月末日</u>までに審査結果を入学・転入学許可通知書（別記第2号様式）により申込者に通知するものとする。</p>	<p>第5条 教育委員会は、<u>前条の規定による</u>申込書を受理したときは、速やかに内容等を審査し、<u>入学又は転入学</u>をしようとする前の年度の<u>1月中旬</u>までに審査結果を入学・転入学許可通知書（別記第2号様式）により申込者に通知するものとする。</p>
<p>(取消し)</p>	<p>(取消し)</p>
<p>第6条 教育委員会は、<u>入学等</u>を許可した後、次の各号<u>のいずれかに該当する場合は、入学等</u>を取り消すことができる。</p>	<p>第6条 教育委員会は、<u>入学又は転入学</u>を許可した後、次の各号<u>に該当する場合は、入学又は転入学</u>を取り消すことができる。</p>
<p>(1) <u>申込書記載の事実</u>に虚偽があった場合</p>	<p>(1) <u>申込みの事実と異なっていた</u>場合</p>
<p>(2) 特認校制度の趣旨に合わず、学校の教育活動に支障が生じた場合</p>	<p>(2) 特認校制度の趣旨に合わず、学校の教育活動に支障が生じた場合</p>
<p><u>(中学校への入学)</u></p>	<p><u>(中学校への就学)</u></p>
<p>第7条 指定校の小学校に通学している児童が、当該小学校を卒業し<u>中学校に入学するときは、本来就学すべき中学校に入学するものとする。ただし、指定校の中学校に入学を希望する児童生徒の保護者は、改めて、第4条の規定による申込みをするものとする。</u></p>	<p>第7条 特認校制度により指定小学校に通学している児童が、当該小学校を卒業し<u>中学校に就学するときは、本来就学すべき中学校に就学するものとする。ただし、指定中学校については、特認校制度により就学することができる。この場合において、入学を希望する児童は、特認校制度の手續に従い、改めて、申込みをしなければならない。</u></p>
<p>(庶務)</p>	<p>(庶務)</p>
<p>第8条 特認校制度の庶務は、教育委員会学校教育課<u>において処理する。</u></p>	<p>第8条 特認校制度<u>について</u>の庶務は、教育委員会学校教育課<u>で行う。</u></p>
<p>(その他)</p>	<p>(その他)</p>
<p>第9条 この要綱に定めるもののほか、特認校制度の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>第9条 この要綱に定めるもののほか、特認校制度の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>



案第14号

平成28年度鹿屋市一般会計補正予算（第4号）に係る意見の申出について  
鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第  
2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

平成28年8月8日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

（別 紙）

（提案理由）

平成28年度鹿屋市一般会計補正予算（第4号）のうち教育委員会の所管に係る分  
について、市長に意見を申し出ようとするものである。

## 平成 28 年 9 月補正予算の概要

### 1 補正の理由

平成 28 年度国庫補助金が不採択となったため、平成 28 年 5 月 2 日（月）に行われた市長協議の結果、国費分の財源を地方債（過疎債、合併特例債）に組替え、本年度の事業を実施することとした。

### 2 補正の内容

#### (1) 小学校施設大規模改造事業

(千円)

	国費	過疎債	合併特例債	一般財源	計
当初予算額	11,671	62,800	46,000	8,452	128,923
補正要求額	<b>△11,671</b>	<b>+6,600</b>	<b>+4,900</b>	<b>+171</b>	<b>+0</b>
補正後予算額	0	69,400	50,900	8,623	128,923

#### (2) 中学校施設大規模改造事業

(千円)

	国費	過疎債	合併特例債	一般財源	計
当初予算額	12,399	253,700	17,600	10,208	293,907
補正要求額	<b>△10,519</b>	<b>+10,500</b>	<b>+0</b>	<b>+19</b>	<b>+0</b>
補正後予算額	1,880	264,200	17,600	10,227	293,907

※ 国費 1,880 千円等（上小原中学校空調工事）は、H27 年度予算にも計上していたが、当時国費が不採択だったことに伴い、H28 年度当初予算に引き続き計上していた。

しかし、国の補正予算により H28. 3 月に交付決定があったことから、H27 予算を繰越して対応することとなったため、H28 年度予算は不要額とする。（財政課協議済み）

### 3 学校別の財源の組替

#### (1) 小学校施設大規模改造事業

##### ① 鶴峰小学校

(千円)

	国費	過疎債	合併特例債	一般財源	計
当初予算額	6,685	62,800	0	5,815	75,300
補正要求額	<b>△6,685</b>	<b>+6,600</b>	<b>+0</b>	<b>+85</b>	<b>+0</b>
補正後予算額	0	69,400	0	5,900	75,300

##### ② 串良小学校

(千円)

	国費	過疎債	合併特例債	一般財源	計
当初予算額	4,986	0	46,000	2,614	53,600
補正要求額	<b>△4,986</b>	<b>+0</b>	<b>+4,900</b>	<b>+86</b>	<b>+0</b>
補正後予算額	0	0	50,900	2,700	53,600

#### (2) 中学校施設大規模改造事業

##### ① 吾平中学校

(千円)

	国費	過疎債	合併特例債	一般財源	計
当初予算額	10,519	253,700	0	6,025	270,244
補正要求額	<b>△10,519</b>	<b>+10,500</b>	<b>+0</b>	<b>+19</b>	<b>+0</b>
補正後予算額	0	264,200	0	6,044	270,244

平成 28 年度大規模改造工事の概要

1 鶴峰小学校

H27 年度の管理教室棟の大規模改造工事に引き続き、教室棟の大規模改造工事を行うもの

【対象棟】  
教室棟  
S41 年 12 月建設、RC 造 2 階建て、1,084 m<sup>2</sup>

【工事内容】  
空調設置、窓枠等の取替、廊下の張替、  
屋上防水塗装 等

【工事予定期間】  
平成 28 年 9 月～平成 29 年 2 月

【事業費】  
75,300 千円



(千円)

国費	過疎債	一般財源	計
0	69,400	5,900	75,300

2 串良小学校

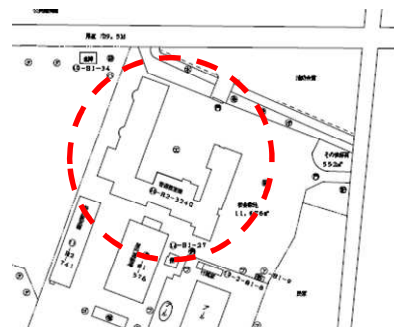
管理教室棟に空調設備を設置し、学習環境の向上を図るもの

【対象棟】  
管理教室棟  
H14 年 9 月建設、RC 造 2 階建て、3,240 m<sup>2</sup>

【工事内容】  
空調設置 (普通教室、特別教室、多目的教室)  
※職員室等には、既に空調設置済み

【工事予定期間】  
平成 28 年 10 月～平成 29 年 3 月

【事業費】  
53,600 千円



(千円)

国費	合併特例債	一般財源	計
0	50,900	2,700	53,600

### 3 上小原中学校

管理教室棟に空調設備を設置し、学習環境の向上を図るもの

※国の平成27年度第一次補正予算（H28.3月交付決定）により、前年度予算を繰り越して実施する。

**【対象棟】**

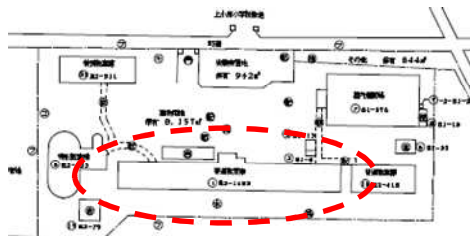
管理教室棟

S55年3月建設、RC造2階建て、1,492㎡

**【工事内容】**

空調設置工事

（校長室、職員室、事務室、普通教室、多目的教室、理科室 等）



**【工事期間】**

平成28年6月～平成28年10月

**【事業費】**

22,700千円（※H27年度予算繰越）

(千円)

国費	学校施設整備事業債	一般財源	計
3,797	18,900	3,000	22,700

### 4 吾平中学校

平成28～29年の2か年にかけて、校舎（管理教室等・教室棟）の老朽化対策工事を行うもの

**【対象棟】**

H28年度 管理教室棟

S53年3月建設、RC造2階建て、1,450㎡

H29年度 教室棟

S50年3月建設、RC造2階建て、1,196㎡

**【H28年度（管理教室棟）工事内容】**

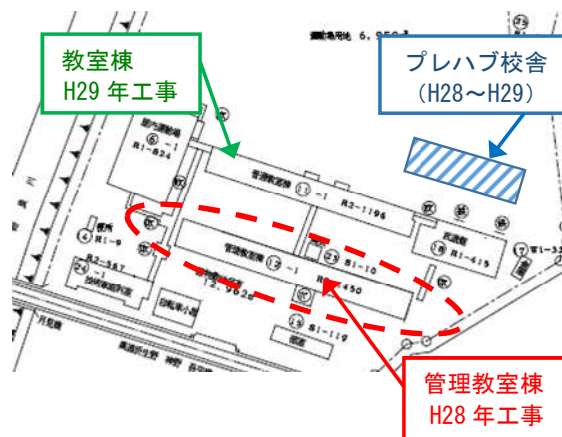
外壁改修塗装、屋上防水、廊下改修、各教室塗装改修、空調設置、LED照明設置、等

**【H28年度（管理教室棟）工事予定期間】**

平成28年9月～平成29年2月

**【事業費】**

270,244千円



(千円)

国費	過疎債	一般財源	計
0	264,200	6,044	270,244

報告(1)

女子高活性化検討委員会の協議状況について

(別添資料のとおり)

## 報告(2)

### 南部学校給食センター調理配送等業務委託及び鹿屋東中学校給食調理業務委託の締結について

#### 1 南部学校給食センター調理配送等業務委託

##### (1) 予算額

年 額 165,600,000 円                      3 年間 496,800,000 円

##### (2) 契約期間

平成 28 年 8 月 1 日～平成 31 年 7 月 31 日

##### (3) 決定業者

東洋食品(株) 鹿屋支店

決定額 163,944,000 円(年額)      3 年間 491,832,000 円

##### (4) 食 数      5,650 食 ※前回との比較 H25 年度: 5,800 食(150 食減)

※食数に生徒、職員、センター職員含む。

##### (5) 対象校      20 校(小学校 14 校、中学校 6 校)

鹿屋小、祓川小、東原小、笠野原小、寿小、田崎小、西原台小、高須小、花岡小、大始良小、南小、西俣小、高隈小、大黒小、花岡中、鹿屋中、第一鹿屋中、田崎中、大始良中、高隈中
-------------------------------------------------------------------------------------

※前回との比較(学校の統廃合により 2 校減)

【対象校の変化】 H25 年度: 22 校 → H27 年度: 20 校へ変化(以下)

・浜田小…廃校(大始良小へ統合)、高須中…廃校(第一鹿屋中へ統合)

##### (6) 主な委託業務

- 納品された食材の受取及び保管
- 給食の調理、配缶等
- 除去食及び代替食の調理
- 洗浄及び消毒業務
- コンテナの配送及び回収
- 残渣及び残飯の集積等

##### (7) 採点結果(2 業者審査)

- 採 用: (株)東洋食品                      109.75 点/125 点
- 不採用: (株)総合人材センター          79.50 点/125 点

#### 2 鹿屋東中学校給食調理業務委託

##### (1) 予算額

年 額 21,911,000 円                      3 年間 65,731,000 円

##### (2) 契約期間

平成 28 年 8 月 1 日～平成 31 年 7 月 31 日

##### (3) 決定業者

はまよし(株)

決定額 19,330,000 円(年額)      3 年間 57,990,000 円

##### (4) 食 数      930 食 ※前回との比較 H25 年度: 930 食(変更無し。)

※食数に生徒、職員、センター職員含む。

##### (5) 主な委託業務

南部学校給食センター調理配送等業務委託に同じ(ただし、コンテナの配送及び回収を除く)

##### (6) 採点結果(2 業者審査)

- 採 用: はまよし(株)                      80.875 点/100 点
- 不採用: (株)総合人材センター          63.125 点/100 点

